

財務省告示第二百八十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平

成十五年三月二十五日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十五回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	郵便貯金資金による引受け
五	発行額	千八百八十億三千百四十八万円
六	払込金額	五万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行行	平成十五年三月二十五日
十	発行価格	額面金額百円につき百円二十三銭
十一	利率	年〇・三パーセント
十二	経過利率の払込み	郵政事業庁長官は、払込金額に「加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。」

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 5}{100 \times 365}$$

平 成 十 五 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期
 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
 金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払 期
 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る 時 は、
 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う。 (以 下、
 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
 す る 期 日 に つ い て 同 じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

第 二 期 以 後 の 利 子
 毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お い
 て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
 利 子 を 支 払 う。
 平 成 二 十 年 三 月 二 十 日
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
 日 本 銀 行
 平 成 十 五 年 三 月 二 十 五 日
 支 払 期 日
 支 払 場 所
 元 利 金 支 額
 償 還 金 額
 償 還 金 額
 十 五
 十 六
 十 七
 十 八